

北海道介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、原子爆弾被爆者が次に掲げるサービスを利用した場合の費用負担について必要な助成を行い、被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設等」という。）に入所し、当該施設の入所に係る費用の一部を負担するもの
- 2 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）へ入所し、同法第28条第1項の規定により当該施設の入所に係る費用を負担するもの
- 3 法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、旧介護予防通所介護（注1）又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のサービス（以下「通所介護・短期入所生活介護等サービス」という。）を受け、通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担するもの

注1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。

第2 定義

この要綱において「被爆者」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）第1条に規定する被爆者であって、北海道内に住所を有する者をいう。

第3 助成の対象事業

助成事業は、原則として道内における事業所が提供する、次の各種介護サービスを利用した場合に限るものとする

- 1 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業
- 2 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業
- 3 訪問介護利用被爆者助成事業

第4 事業の内容

- 1 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業
(1) 対象者
次に掲げる者を対象とする。

ア 被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる介護老人福祉施設等に入所し、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であって、当該施設の入所に係る費用の一部を負担しているもの。

介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サービス費（法第48条） ・特例施設介護サービス費（法第49条）
地域密着型介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護サービス費（法第42条の2） ・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護サービス費（法第8条）
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護予防サービス費（法第8条の2）

イ 被爆者のうち、養護老人ホーム等に入所し、老人福祉法第28条第1項の規定により入所に係る費用を徴収されているもの。

(2) 限度額

ア (1)の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、被爆者が受け、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

イ 養護老人ホーム等に入所している被爆者に対しては、当該施設の入所に係る費用として、老人福祉法第28条第1項の規定により市町村長から徴収されている額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

2 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業

(1) 対象者

被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる通所介護・短期入所生活介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であって、当該通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担しているもの。

通所介護利用被爆者助成事業	通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス費（法第41条） ・短期入所生活介護特例居宅介護サービス費（法第42条）
	旧介護予防通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス費（法第53条） ・特例介護予防サービス費（法第54条）
	地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護サービス費（法第42条の2） ・特例地域密着型介護サービス費（法

	認知症対応型通所介護	第 42 条の 3)
	介護予防認知症対応型通所介護	・地域密着型介護予防サービス費 (法第 54 条の 2) ・特例地域密着型介護予防サービス費 (法第 54 条の 3)
	第 1 号通所事業 (介護予防・生活支援サービス通所型) (※)	第 1 号事業支給費 (法第 115 条の 45 の 3)
短期入所生活介護利用被爆者助成事業	短期入所生活介護	・居宅介護サービス費 (法第 41 条) ・短期入所生活介護特例居宅介護サービス費 (法第 42 条)
	介護予防短期入所生活介護	・介護予防サービス費 (法第 53 条) ・特例介護予防サービス費 (法第 54 条)
小規模多機能型居宅介護等利用被爆者助成事業	介護予防小規模多機能型居宅介護	・地域密着型介護予防サービス費 (法第 54 条の 2) ・特例地域密着型介護予防サービス費 (法第 54 条の 3)
	小規模多機能型居宅介護	・地域密着型介護サービス費 (法第 42 条の 2) ・特例地域密着型介護サービス費 (法第 42 条の 3)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	・特例地域密着型介護サービス費 (法第 42 条の 3)

※平成 27 年 3 月 31 日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について (確定版)」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コード A 5 及び A 6 に限る。

(2) 限度額

(1) の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、被爆者が受け、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

3 訪問介護利用被爆者助成事業

(1) 対象者

被爆者のうち、低所得 (原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である (生活保護受給世帯も含む。)) こと。以下同じ。) の者であって、「訪問介護利用被爆者助成認定書」

(以下「助成認定書」という。)の交付を受け、次の表の左欄に掲げる訪問介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受け、又は受けることができた者であつて、当該訪問介護等サービスに係る費用の一部を負担している者を対象とする。

訪問介護	訪問介護に係る居宅サービス（法第8条第2項）
旧介護予防訪問介護	介護予防訪問介護に係る介護予防サービス（旧法第8条の2第2項）
第1号訪問事業(介護予防・生活支援サービス訪問型)（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA1及びA2に限る。

(2) 限度額

(1)の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、被爆者が受け、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

第5 訪問介護利用被爆者助成認定書

第4の3(1)に規定する「訪問介護利用被爆者助成認定書」は、低所得の者のうち介護保険の保険者から「訪問介護利用者負担額減額認定証」（以下「減額認定証」という。）を交付されている被爆者又は介護保険法施行日以前の訪問介護の利用実績がないことにより「減額認定証」の交付がなされない被爆者からの申請に基づき知事が交付する認定書をいう。

(1) 助成認定書の交付を受けようとする被爆者は、「訪問介護利用被爆者助成認定申請書」（様式1）に世帯全員の住民票及び訪問介護利用者負担額減額認定証の写し若しくは生計中心者に係る次のいずれかの書類を添付して、住所地を所管する保健所長（保健所を設置する市にあっては市長。）（以下「保健所長等」という。）を経由の上、知事に申請するものとする。

ア 源泉徴収票の写し（給与所得者の場合）

イ 所得税確定申告書（本人控）の写し又は納税証明書（事業所得者の場合）

ウ ア、イがない場合は住民税課税証明書

(2) 知事は、前項の申請があつたときは、申請書の内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、助成認定書（様式2）を交付するものとする。

(3) 助成認定書の有効期限は、申請のあつた日の属する年度の翌年度の6月30日（4月から6月に申請があつたときはその年度の6月30日）とし、対象者が引き続きこの助成を受けようとするときは、改めて知事に申請し、当該認定書の交付を受けなければならない。

(4) 助成認定書の記載事項に変更が生じたときは、「訪問介護利用被爆者助成資格認定書記載事項変更届」（様式3）に変更内容が確認できる住民票等を添付して保健所長（保健所を設置する市にあっては市長を経由して知事）に届出なければならない。

(5) 助成認定書の交付を受けた者が、紛失等のため当該認定書の再交付を受けようとするときは、「訪問介護利用被爆者助成資格認定書再交付申請書」（様式4）により保健所長等を経由の上、

知事に申請できるものとする。

(6) 助成認定書の交付を受けた者が、その有効期限内に次の各号に該当したときは、当該認定書を保健所長等に返還しなければならない。

ア 認定要件に該当しなくなったとき

イ 北海道外に転出したとき

第6 助成の方法

この事業の対象となる被爆者は次により助成を受けることができる。

1 償還払い

(1) 事業の対象者が、介護保険のサービス利用により負担した額について助成を受けようとするときは、「介護保険利用被爆者助成金支給申請書」（様式5）に領収書及び介護給付費明細書を添付して、保健所長等を経由の上、知事に申請するものとする。

(2) 第5に規定する事業において「助成認定書」の交付を受けた者が、介護保険のサービス利用により負担した額について助成を受けようとするときは、「介護保険利用被爆者助成金支給申請書」（様式5）に領収書及び介護給付費明細書を添付して、保健所長等を経由の上、知事に申請するものとする。保健所長は当該認定書により申請者がこの事業の対象であることを確認しなければならない。

2 現物給付

(1) 第4に規定する事業の対象者は、被爆者健康手帳を事業者に提示することにより、助成対象となる費用を負担しないで介護サービスを受けることができる。

ただし、知事に対して当該事業に係る公費負担請求の届出をした道内の事業者から介護サービスを受ける場合に限る。

(2) 第4に規定する事業の対象者に対して介護サービスを提供する事業者が、当該事業に係る公費負担請求を希望する場合は、「被爆者介護給付費公費負担請求届」（様式6）により保健所長等を経由の上、知事に届出なければならない。

なお、届出内容に変更が生じた場合は、「被爆者介護給付費公費負担請求内容変更届」（様式7）により保健所長等を経由の上、知事に届出るものとする。

(3) 知事に対して（2）の届出をした事業者は、第4に規定する対象者に介護サービスを提供したときは、翌月10日までに北海道国民健康保険団体連合会に対して請求を行うものとする。

(4) 事業所を廃止した場合は、公費負担請求を取り下げる旨がわかるよう、任意の様式により、届出るものとする。

第7 助成金の返還

偽りその他不正の手段により、この要綱に定める助成金を受けた者がある場合は、知事はその者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第8 その他

この要綱によるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成13年9月20日から施行する。

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。